

(資料1) 合同研修（種類別）

※立法の動きや裁判所を取り巻く諸情勢の急激な変化に対応し、機動的かつ臨機応変に研修を実施するとの趣旨を踏まえ、必要に応じて、表記の研修のほか、新たな研修を企画・実行することも検討する。

※なお、「人員」は現時点での目安であり、企画内容等に応じて変動可能性がある。

第1 判事・判事補の合同研修

1 裁判系（事件の分野別の研修）

(1) 基礎（主たる対象者は、左陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
1	◆	医療基礎研究会1	8. 2. 9(月) ～ 2. 10(火)	2日	80	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会1と合計した人数である。	医療に関する基礎的知識についての講演、医療訴訟の経験豊富な実務家による講演及び意見交換等を行う予定
2	◆	医療基礎研究会2	8. 2. 12(木) ～ 2. 13(金)	2日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会2と合計した人数である。	医療機関における実地研修を行う予定
3	◆	行政基礎研究会	7. 9. 24(水) ～ 9. 26(金)	3日	60	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、行政実務研究会と合計した人数である。	行政事件を担当する際に必要となる行政法の基本的知識についての講演や、審理運営上の留意点等についての共同研究等を行う予定
4	◆	知的財産権基礎研究会	7. 11. 20(木) ～ 11. 21(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補（74期以上）	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
5	◆	刑事基礎研究会	7.11.18(火)	1日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(76期以上)。 人員は、刑事基本研究会2(事実認定)と合計した人数である。	刑事事件の事実認定に関する、事例に基づくケース研究等を行う予定

ウ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
6	◆	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) 基本（主たる対象者は、右陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
7	◆	民事通常基本研究会	7.10.6(月) ～10.7(火)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも民事単独事件の経験年数が少ないなどのために民事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。	訴訟運営の方法、事実認定、判決書、書記官との協働等について共同研究等を行う予定
8	◆	労働基本研究会	7.11.27(木) ～11.28(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働実務研究会と合計した人数である。	労働事件をめぐる実体法上及び審理運営上の諸問題について共同研究等を行う予定
9	◆	建築基本研究会	7.12.11(木) ～12.12(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
10	◆	刑事基本研究会1 (訴訟運営1)	7. 5. 26(月)	1日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	単独事件（自白事件・否認事件）の公判準備、審理、判決について、模擬事例等を用いて、共同研究等を行う予定
11	◆	刑事基本研究会2 (事実認定)	7. 11. 18(火)	1日	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	刑事基礎研究会に同じ
12	◆	刑事基本研究会3 (訴訟運営2)	8. 1. 21(水)	1日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。	単独事件（主に否認事件）の公判準備、審理、判決や、部等の組織運営への関与の在り方等について、模擬事例等を用いて、共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
13	◆	家事基本研究会	※ 7.11.4(火) ～11.6(木)	3日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件(調停、審判)の運用上の諸問題について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
14	◆	少年基本研究会	※ 7.9.10(水) ～9.12(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
15	◆	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

(資料1) 合同研修（種類別）

(3) 実務（主たる対象者は、裁判長及び右陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
16	◆	金融・経済実務研究会	7.10.27(月) ～ 10.28(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者との間で企業活動の実情等に関する意見交換等を行うほか、金融や企業に関する講演や意見交換を行うことを予定
17	◆	医療実務研究会1	8.2.9(月) ～ 2.10(火)	2日	80	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会1と合計した人数である。	医事関係訴訟事件の審理運営について共同研究、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する講演等を行う予定
18	◆	医療実務研究会2	8.2.12(木) ～ 2.13(金)	2日	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会2と合計した人数である。	医療機関での実地研修を行う予定
19	◆	行政実務研究会	7.9.24(水) ～ 9.26(金)	3日	60	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、行政基礎研究会と合計した人数である。	行政事件を担当する際に必要となる行政法の基本的知識についての講演や、審理運営上の留意点等についての共同研究等を行う予定
20	◆	労働実務研究会	7.11.27(木) ～ 11.28(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働基礎研究会と合計した人数である。	労働事件をめぐる実体法上及び審理運営上の諸問題について共同研究等を行う予定
21	◆	建築実務研究会	7.12.11(木) ～ 12.12(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基礎研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
22	◆	刑事実務研究会1	7. 6. 30(月) ～ 7. 1(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑 事事件を担当する判事又は特例 判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方等について共同研 究等を行う予定
23	◆	刑事実務研究会2	7. 10. 23(木) ～ 10. 24(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑 事事件を担当する判事又は特例 判事補	刑事実務研究会1に同じ

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
24	◆	家事実務研究会	7. 11. 5(水) ～ 11. 6(木) ※	2日	30	家庭裁判所で家事事件を担当す る判事又は特例判事補	調停の在り方・子をめぐる諸問題について、共同研究等 を行う予定(家事基本研究会の2日目・3日目と同内容)

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(4) 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
25	◆	民事通常専門研究会1 (民事訴訟の諸問題1)	7.9.8(月) ～ 9.9(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	判決書（控訴審を含む）について共同研究や意見交換等を行う予定（仮）
26	◆	民事通常専門研究会2 (争点整理)	7.11.14(金)	1日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	主として民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続及びこれを踏まえた判決書の在り方について研究や意見交換等を行う予定
27	◆	民事通常専門研究会3 (裁判手続のデジタル化) ※	7.12.4(木) ～ 12.5(金)	2日	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、裁判手続のデジタル化を踏まえた今後の民事裁判の在り方について研究や意見交換等を行う予定
28	◆	民事通常専門研究会4 (民事訴訟の諸問題2)	8.2.19(木) ～ 2.20(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、現在の民事訴訟の重要課題について共同研究や意見交換等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
29	◆	刑事専門研究会1 (裁判員)	7.5.1(木) ~ 5.2(金)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
30	◆	刑事専門研究会2 (現代刑事法の諸問題1)	7.12.1(月) ~ 12.2(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定
31	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題2)	未定	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
32	◆	家事専門研究会 1 (後見) ※	7.10.1(水) ~ 10.2(木)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
33	◆	家事専門研究会 2 (家事実務の諸問題)	7.12.16(火)	1日	40	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事実務の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

エ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
34	◆	外国司法専門研究会	未定	未定	未定	対象者は未定	未定

2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

(1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
35		新任判事補研修1	7.4.24(木) ～4.25(金)	2日	未定	令和7年3月に司法修習を終え、 裁判官に任命された者 (第77期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるよう に、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
36		新任判事補研修2	7.5.12(月) ～5.14(水)	3日	未定	令和7年3月に司法修習を終え、 裁判官に任命された者 (第77期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるように、 実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
37		77期新任判事補フォロー アップ研修	7.11.11(火) ～11.12(水)	2日	未定	令和7年3月に司法修習を終え、 裁判官に任命された者 (第77期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官約半年を経た判事補を対象に、判例調査についての講演・演習等や相互の意見交換等を通じて、裁判実務の在り方等について検討を深めることを狙いとするカリキュラムを実施する予定
38		判事補基礎研究会	7.6.4(水) ～6.6(金)	3日	未定	令和4年12月に司法修習を終え、 裁判官に任命された者 (第75期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目の判事補を対象に、これまでの経験を振り返り、裁判官としての成長を考えるとともに、裁判実務の在り方、裁判所の組織及び組織運営について検討を深めることを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
39		判事任官者研究会	7.7.9(水) ～7.11(金)	3日	未定	平成26年12月に司法修習を終えた判事 (第67期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅裁判官としての自覚を促し、裁判運営の在り方を考えるとともに、組織課題にも目を向け、組織運営において果たすべき役割について認識を深め、今後の主体的・自律的な自己研さんへの動機づけを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
40		弁護士任官者研究会	7.4.3(木)	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
41		支部長研究会1 ※	7.5.19(月) ～5.20(火)	2日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
42		支部長研究会2	7.5.23(金)	1日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
43		新任部総括裁判官研究会1 ※	7.6.16(月) ～6.17(火)	2日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
44		新任部総括裁判官研究会2	7.6.20(金)	1日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
45		実務協議会（夏季）	7.7.17(木) ～7.18(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
46		実務協議会（冬季）	8.2.5(木) ～2.6(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(3) 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
47	◆	中堅判事研究会	7. 10. 20(月) ～ 10. 21(火)	2日	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(おおむね58期から64期まで)	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
48		家裁実務研究会	7. 5. 29(木) ～ 5. 30(金)	2日	30	家裁上席の判事又は判事補	家裁上席を対象として、家裁実務における組織運営能力の向上等を目的としたカリキュラム等を実施する予定
49	◆	部総括裁判官実務研究会	7. 9. 18(木) ～ 9. 19(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
50		法律実務教育研究会	8. 2. 26(木) ～ 2. 27(金)	2日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

3 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
51	◆	基盤研究会1	7. 6. 23(月) ～ 6. 24(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	気候変動をテーマとして取り上げる予定
52	◆	基盤研究会2	7. 7. 3(木) ～ 7. 7. 4(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	法と経済をテーマとして取り上げる予定
53	◆	基盤研究会3	7. 9. 29(月) ～ 7. 9. 30(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	グローバル化と社会をテーマとして取り上げる予定
54	◆	基盤研究会4	7. 10. 30(木) ～ 10. 31(金)	2日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事等	裁判官の成長支援とワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定
55	◆	基盤研究会5	7. 12. 18(木) ～ 12. 19(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	少子高齢化社会をテーマとして取り上げる予定
56	◆	基盤研究会6	8. 2. 24(火) ～ 2. 25(水)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	法と科学をテーマとして取り上げる予定
57	◆	ミニ基盤研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
58	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	7.10.15(水) ～10.16(木)	2日	30	簡易裁判所判事(司法修習終了者 を除く。)。 簡裁刑事実務研究会と通じて応 募することができる。	民事分野の事件処理に関する諸問題や具体的な記録・ ケースを用いた共同研究を行うほか、令状処理に関する 共同研究を行う予定
59	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	7.10.14(火) ～10.15(水)	2日	20	簡易裁判所判事(司法修習終了者 を除く。)。 簡裁民事実務研究会と通じて応 募することができる。	刑事分野の事件処理に関する諸問題や令状処理に関する 共同研究を行う予定

2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
60		新任簡易裁判所判事 導入研修	7.8.27(水) ～8.29(金)	3日	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者(司法修習終 了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入 研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を 目的とするカリキュラムを行う予定
61		新任簡易裁判所判事研修	8.1.26(月) ～2.6(金)	10日	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者(司法修習終 了者を除く。)	民事、刑事の模擬裁判や共同研究等を通じて、簡易裁判 所判事としての基本的な実務知識、技量の獲得や、自己 研さんの動機付けを目的とするカリキュラムや簡易裁判 所判事としての在り方等について意見交換を行う予定
62		簡易裁判所判事 基礎研究会1	7.6.12(木) ～6.13(金)	2日	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事 研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な 裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラム を行う予定
63		簡易裁判所判事 基礎研究会2	7.9.2(火) ～9.3(水)	2日	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事 研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な 裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラム を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

第3 調停官の研修

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
64		調停官研修	7.10.9(木)	1日	未定	令和7年10月に任命された調停官	令和7年10月に任命された民事・家事調停官を対象に、裁判実務への円滑な導入を目的とするもので、調停官の服務等に関する説明、調停官経験者による経験談等を通じて、調停官の役割について認識を深めるカリキュラムを行う予定

研修の日時、目的、講師、事前登録用URL等（日程等一覧）

最新情報は、Kensan365に掲載されている「ベーシック研修等一覧」からご覧いただけます。

番号	日時			分野	カリキュラム	目的	講 師	事前登録用URL
	実施日	開始	終了					
【1】	5月16日 (金)	13:30	15:30	民事	労働審判	労働審判事件の担当経験が少ない裁判官を念頭に、基本的な手続の流れや留意事項を理解し、適切な手続進行及び紛争解決をするための契機とする。	東京地方裁判所 判事 安岡美香子	こちら
【2】	6月10日 (火)	13:30	15:30	家事	遺産分割	遺産分割事件の担当経験が少ない裁判官を念頭に、基本的な手続の流れや留意事項を理解し、適切な手続進行及び紛争解決をするための契機とする。	東京家庭裁判所 部総括判事 廣澤 諭	こちら
【3】	6月19日 (木)	13:30	15:30	民事	破産・管財	破産管財事件の担当経験が少ない裁判官を念頭に、基本的な手続の流れや留意事項を理解し、適切な手続進行や的確な判断をするための契機とする。	大阪地方裁判所 判事 吉澤邦和	こちら
【4】	6月26日 (木)	13:30	14:30	民事	不動産執行	不動産執行事件の担当経験が少ない裁判官を念頭に、基本的な手続の流れや留意事項を理解し、適切な手続進行や的確な判断をするための契機とする。	東京地方裁判所 部総括判事 片野正樹	こちら
【5】	7月14日 (月)	13:30	15:30	民事	住民訴訟	住民訴訟の担当経験が少ない裁判官を念頭に、4号請求を中心として、基本的事項や留意事項を理解し、適切な審理運営、判断をするための契機とする。	東京地方裁判所 部総括判事 品田幸男	こちら